

## 西区農村公園トイレ清掃業務仕様書（案）

西区農村公園のトイレ清掃に伴う作業の仕様については、次のとおりとする。

### 1 方針

農村公園トイレの衛生的環境を良好に維持するため、計画的かつ能率的に管理作業を行い、利用者に不快の念を抱かせないように清潔に努めるものとする。

### 2 対象

浜松市大久保農村公園トイレ（浜松市西区大久保町3268番地の7）  
浜松市伊佐見農村公園トイレ（浜松市西区伊左地町457番地の1）  
浜松市和地農村公園トイレ（浜松市西区和地町1769番地地先）  
浜松市協和農村公園トイレ（浜松市西区協和町661番地の22）

### 3 業務内容

受託者は常に適正な人員を配置し、次の業務を実施する。

#### (1) トイレの清掃

実施回数は、1回/週とする。

#### (2) その他

前号に定めるもの以外で受託者が作業上必要と認め指示する軽易な作業

### 4 作業時間

作業時間は、午前9時から午後4時30分までの間で行うものとし、利用者に影響を及ぼさないように実施する。

### 5 一般遵守事項

#### (1) 作業安全

作業の実施にあつては、受託者は事故防止に十分注意し、事故が発生した場合は一切の責任を負うこと。

#### (2) 作業報告書

受託者は、毎回実施した作業状況を用紙に記載し、年度末に委託者に報告すること。

### 6 作業時の注意事項

(1) 常に責任ある作業を行い、委託者の要求した時は、作業完了時の検査に立ち会うこと。

(2) 作業実施にあたって備品等を破損し又は破損箇所を発見した時は、直ちに委託者に連絡し協議すること。

(3) 施設内における拾得物は、直ちに委託者に届け出ること。

(4) 作業を完了した時は、委託者に報告し完了検査を受けること。

(5) 作業の実施にあたり疑問が生じた場合は、委託者と協議し処理すること。

(6) 従業員は品位を保ち、利用者に対して不快感を与えるような言動をしないこと。

### 7 業務内容・その他

(1) 清掃作業により排出された塵芥等の搬出処理については、廃棄物の処理及び清掃に関する法律等に従い適正に処理すること。